

午後4時45分再開

○永田委員長 大変お待たせいたしました。議会運営委員会を再開いたします。

日程が追加されましたので、陳情審査、（1）送付4-19、区議会だよりなどの広報紙発行についての陳情について、審査をいたします。

委員の皆様からご意見があればどうぞ、お伺いします。

○池田委員 もともとは、区議会だより編集委員会で発意をさせていただいたところでありまして、これまで議会運営として、議会がどういうふうに進めてきたかということ、今一度、この当事者の方だけではなく、区民の方にしっかりと、区議会として何をしてきたかということを知ってほしいので、このだよりについては、出す方向で行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○永田委員長 当陳情については、反対という意見でよろしいですね。

○池田委員 はい。

○永田委員長 はい。続いてどうぞ。

○岩田委員 私、区議会だより臨時号発行について、申し入れを議長と、区議会だより編集委員長に出してありますが、その申し入れ書を資料として出していただきたい。あとは、区議会だより臨時号発行についての手順、手続きのわかるチャートのようなもの、そして区議会だよりの発行にあたって、全員一致の内容が望ましいんですが、過去に掲載内容などをめぐって意見が対立して、編集委員長とか議長が集約するなどして刊行した事例があるのかどうかなどの資料があれば出していただきたいと思っています。

○永田委員長 一旦休憩します。

午後4時47分休憩

午後5時00分再開

○永田委員長 委員会を再開いたします。

先ほど岩田委員からの発言で、非公式の場での書面の取り扱いについて、問題提起がございましたが、この件につきましては議会内でまだ整理がついていないということで、今定例会中で条件整備検討会の中で、今後の取扱いについては、皆様におはかりしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、そのように進めさせていただきます。

続いて、意見があればどうぞ。

○長谷川委員 陳情をお出しくださった方に丁寧な説明をするにあたって、今回この臨時号を出すにあたっての流れについて、ご説明いただけたらと思っておりますけれども、事務局のほうから、発行にあたってお話しいただけますでしょうか。

○永田委員長 発行の手続き上の……

○長谷川委員 手続き。

○永田委員長 事実確認。

○安田区議会事務局次長 それでは、ただいまの長谷川委員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、区議会だより臨時号の発行につきまして、今回のケースで申し上げますと、まず8月1日、この時点で区議会だより編集委員会が開催されまして、この編集委員会におき

送付4-19 陳情審査部分抜粋：令和4年9月14日 議会運営委員会（未定稿）

まして、この臨時号発行についての発議がなされております。この発議について、この編集委員会において合意が得られたということから、当該編集委員会の委員長から議長に対し、臨時号発行についての承認の申し出がございました。そして、議長のほうから、この承認といったご返事をいただきまして、8月25日、議会内の各派協議会におきまして、臨時号の発行について報告が出されております。そして、事務局のほうでたたき台として原案を、臨時号の原案の作成をいたしまして、8月31日開催の区議会だより編集委員会におきまして、区議会だより臨時号の内容のご確認を、委員の皆様にお示しをさせていただいたというところでございます。

なお、ただいまご説明を申し上げます、この流れの中で、根拠になります規定を併せて申し上げますと、まず、この区議会だよりの発行規程、こちらは第10条におきまして、区議会だより編集委員会が「区議会だより等の編集・発行等について協議する」場であるといった位置付けがなされております。そして、この発行規程第3条第1項におきましては「区議会だよりの発行回数は毎年4回とし、定例会終了後に発行する」、そして第2項において「前項の規定にかかわらず、議長が特に必要と認めるときは、臨時に区議会だよりを発行することができる」といった規定をしているところでございます。また、先ほど事務局でたたき台、素案を作成と申し上げましたが、こちらは、だよりの発行規程第14条におきまして、だより編集「委員会の庶務は、区議会事務局において処理する」といった規定がされております。

なお、先ほどの流れのほうに戻りますと、8月31日開催の区議会だより編集委員会、こちらで事務局作成のたたき台のお示しをさせていただきまして、これにつきましては、所管である企画総務委員会の正副委員長等と内容の確認をするといったことで、これを踏まえて、こういったご意見を踏まえて、当該のだより編集委員会の正副委員長のほうから、所管である企画総務委員会の正副委員長のほうに、ご依頼といたしますか、このだよりの臨時号発行について、ご意見の調整といたしますか、ご確認のご依頼をしているというところでございます。現段階はここまでというふうに認識をしているところでございます。

○長谷川委員 説明ありがとうございました。

私、だより（編集委員会）の委員でもあるので、お話しさせていただいたんですけども、だよりの発行自体には反対とかってことは言えないので、その場では、担当委員会の確認をとってくださということ、8月31日のところで、（企画総務委員会の）正副委員長に内容を確認したということ、今お伺いしましたけれども、××××××××××××××××××××××××××××××××××、お伺いできますでしょうか。

○永田委員長 休憩します。

午後5時06分休憩

午後5時12分再開

○永田委員長 委員会を再開します。長谷川委員。

○長谷川委員 すみません。先ほどの発言については削除をお願いします。申し訳ありませんでした。

○永田委員長 はい、どうぞ。

○長谷川委員 あらためて私の意見を述べさせていただきます。

まだ、この件については、裁判が今後どういうふうに進むのかということもあるので、

私としては、この件については、途中経過を出すというよりも、これを出すことによって、住民たちのいろいろ分断が生じたり、もし、裁判の判断によっては、この発行したものを修正しなくてはいけないのかなと思うんです。そうした場合に、どういうふうに責任がとれるのか、また、改めて修正版を出さなくちゃならないのかということが、のちに出た場合に、どうしたらいいのかというのが、私自身は責任が持てないので、今回まず臨時号で出すということについては、私は賛成できません。以上です。

○永田委員長 はい。

ほか意見ありましたら、どうぞ。

○米田委員 出す、出さないのこの陳情なんですけど、我々の会派としては出す、出さないの意見が割れておりますんで、今の段階でどちらとも言えませんので、判断しかねますということでございます。

○永田委員長 はい、わかりました。

続けてどうぞ。

○大坂委員 この陳情に関しては、議会の広報紙に対して即時中止を求めるということで、いささかちょっと、陳情にそぐわないのではないのかなというふうには、私個人思っております。そのうえで、先ほど次長から説明がありましたけれども、今回の臨時号に関しては、発行規程の中で、議長の判断によって、特に必要と認めたケースは発行ができるというふうに説明がありましたけれども、まさにこの特に必要と認めたケースに該当するのではないかなというふうに思っています。その中で、だよりの委員会の中で発議があって、委員会の中で合意が取れて、紙面作成に着手してきたという手順、手続きについても特に問題はないと思っていますので、臨時号については、発行すべきではというふうに考えております。

○永田委員長 ほかに意見ありましたら、どうぞ。

○小野委員 まず、この陳情書の「区議会だよりなどの広報紙発行についての陳情」についてですけれども、これ、即時中止を求めているらしいんですけども、これについては反対をします。こちらも理由として書いてあるんですけども、中間報告を出すとか、途中経過を公表もしたことがないでありますけれども、まさにこれの必要性を迫られて、今回は様々な議論を重ねてきました。残念ながら、この中間でどんなやりとりがあったかとか、非公式の場でやっていることですので、区民の耳に届くこともなければ、またここに、陳情書が出てますけれども、実際に臨時号のたたき台ですら、外の方には一切公開をしていない内容です。ですので、賛成、反対にかかわらず、誤解を生むと書いてはありますけれども、そこがやはり事実をしっかりとまとめて、そしてこれまで議会がやってきたことを、しっかりとそこに掲載をして、区民の皆様に報告していくというのは、議会として非常に大事なところであり、かつ、それを区議会だより、しかも全戸配布をするという意味合いまでこれまで議論を重ねてきましたので、ぜひ、区議会だよりを活用して、今回はこの経緯、経緯について、事実を公表するということをお願いしたいと思います。以上です。

○永田委員長 はい。陳情には反対ということで。

まだ意見言われていない方優先でお願いしたいんですけど。

はい、木村委員どうぞ。

送付4-19 陳情審査部分抜粋：令和4年9月14日 議会運営委員会（未定稿）

○木村委員 区議会だよりの発行内容につきましては、区議会がもちろん判断すべきことでありますけれども、やはり全会派一致を原則として貫くべきじゃないかというのが、私の立場です。といいますのは、多数決で発行、あるいは内容が決められていくと、特定会派、少数会派が排除される危険性を常にはらむと。ですから、こういった陳情書についても、採決をするということについて、私は悪しき前例になるのではないかとすることで避けるべきじゃないかというのが基本的立場です。で、そのうえで、広報については、一般的には推奨されるべきものだと思います。ただ、このテーマについては、発行ありきというのはふさわしくないんじゃないかと。なぜなら、住民に直接影響する性格の問題だからです。住民にとってこれは不利益になると判断した場合は、発行しないということも場合によっては私は出てくるんじゃないかと思うからです。

それから、もう一つだけ述べさせていただくと、やはり紙面につきましては、議会としてきちんと説明責任を果たせるような内容にすべきだと、そう思うんですね。それについては、説明責任を果たすというのは、やはり今、現状が膠着状態にあるわけで、それを打開するのに寄与できるような、そういう提案を含む内容、こういったものを、やはり議事機関である議会は大いに検討し、そういった内容も含む紙面にしていく努力が求められているんじゃないかということも付け加えさせていただきます。以上です。

○永田委員長 ほかに意見ございましたらどうぞ。

○岩田委員 私、区議会だよりの臨時号発行についての申し入れをしているとおり、この臨時号を出すことには反対で、この陳情には賛成いたします。客観的事実のみを皆さんにお知らせするといいなながらも、ねじ曲げた事実や、切り取られた事実を書かれるという危険性もあるわけで、そういうのはちょっと賛成しかねると。そしてやはり訴訟継続中であるということも鑑みまして、そこはちょっと、今一度考えなければいけないと思いますので、この臨時号を出すことについては反対いたします。

○永田委員長 はい。ほかにご意見ございますでしょうか。

○小林たかや委員 この陳情、非常に、（区議会だよりを）出さないでくれという陳情なんで、区議会で起こっていることを、事実を伝えるということは必要なことで、また反対に、今度出してくれという陳情が出てきたときだって、これ、困ってしまうんで、ここで陳情の扱いで言えば、ここに言われているのは、賛成、反対に関わらず、誤解を生むということが困っているわけで、誤解を生まないように、先ほど木村委員が言われましたように、内容を精査して、皆さんの理解を得ながら出していくというところで落ち着くのがいいと私は思います。

○永田委員長 はい。

○たかざわ委員 反対している方、賛成の方、いろいろいる中で、事実関係だけをきちんと書いていく、お知らせするというにすれば、別に誤解を生むこともないし、今までこういう形で議会やってきましたという事実、経過だけを伝えればいいんだろうと思います。ですから私は出すべきだと思ってますし、この、出すなというのは「え、何で？」というような感じで思っております。

○永田委員長 はい。ご意見がひとつとおりました……（発言する者あり）あ、嶋崎委員、どうぞ。

○嶋崎委員 この陳情については、ご心配の向きは、わからないではありません。今まで

の中でも、非常に地区の中でいろいろなご意見があるということも承知しております。で、この神田警察通りだけの話ではなくて、やはりほかの一般区民の方も非常に注目している案件でありますから、そこはきちっと情報提供を区議会として出すということは、私は賛成です。ただ、今まだすべてが決定しておりませんから、できれば、だより委員会の中で少し精査をして、できる限り皆さんのご意見が一致して出せるのが一番、形がいいと思いますけれども、今回のこの件においての陳情については残念ながら、（区議会だよりを）出すべきだというふうに思います。

○永田委員長 はい。

皆様のご意見をひとつとおりいただくことができました。

賛成、反対、あと慎重なご意見ありました。全会一致が原則というのは、もちろん目指すべだということは、そのとおりではございますが、こうして意見が分かれている以上、一定の方向性を示さないと、当委員会として意味がありませんので。

皆さんのご意見を判断しますと、今回の区議会だよりの臨時号発行について、賛成であるという意見が多数でありました。よって、今回の陳情につきましても、もう一度読み上げますが、区議会だよりなどの広報紙発行についての陳情の取扱いにつきましても、先ほど申し上げたように、調整は必要ではあっても、だより臨時号は発行するべきだという意見が多数でしたので、不採択ということにさせていただきます。皆様の、今いただいたご意見を、議事録を添えまして陳情者にお返しするというところで、決定したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。（「はい」「すみません」と呼ぶ者あり）

○永田委員長 はい。長谷川委員。

○長谷川委員 いま、賛成が多数ですというふうなお話でしたけれども……

○永田委員長 「反対」ですね。ごめんなさい。

○長谷川委員 「反対」ですね。ごめんなさい、間違えました。反対が多数でということでしたけれども……

○永田委員長 陳情に対しては反対だけれども、発行には賛成ですという、すいません、わかりにくくて。そこ整理します。

○長谷川委員 申し訳ないです。私もはっきりしなくて申し訳ないです。ただ、その中で、もう1回、だより（編集委員会）の中で確認することなのかなあって思ったので、ここで、そういう意見はありましたけれども、多数だからということではなく、こういう状況をだより（編集委員会）のほうに報告してということ、不採択というのはいいんですけど、こここのところで賛否というか、どうなのかなって思ったんですけども……（「賛否はとってないよ」と呼ぶ者あり）あ、はい、賛成多数でしたのでっておっしゃったので、そここのところがどうかなって、ごめんなさい、思ったので。（発言する者あり）発行の確認をするのは……

○永田委員長 はい、どうぞ。

○長谷川委員 ごめんなさい。発行についての確認のところは、だより（編集委員会）でまたやるのかなあと思ったので……（発言する者多数あり）いえいえ、内容の精査ですよ。ね。（「陳情の話をしてください」と呼ぶ者あり）

○永田委員長 様々な意見があるというのは承知しております。全会一致を目指すということが、本来必要であるという慎重な意見もありましたが、この、当陳情については、

送付4-19 陳情審査部分抜粋：令和4年9月14日 議会運営委員会（未定稿）

反対という意見が多数というふうに見受けられましたので、不採択として、議事録を、いろいろ意見をいただいたので、それを公式に残す必要があるので、議事録を添えて陳情者にお返しするというので、当陳情は整理したいということで、皆様に最後おはかりいたしますが、それでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

それでは、区議会だよりなどの広報紙発行についての陳情につきましては、不採択とし、陳情者には議事録を添えてお返しするというので決定いたします。

以上で陳情審査を終了いたします。